

# 新型コロナウイルス感染者等に対応した 介護サービス事業所・施設の皆さまへ

## 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業費補助金

コロナの陽性者が発生した場合など、通常の介護サービスの提供時では想定されない費用を対象とします。

申請は電子申請システムから行ってください。

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=50674](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=50674)



### 対象事業所

神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市以外）に所在する介護サービス事業所（施設・在宅系）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅で、次のいずれかに該当する事業所等

- ・新型コロナウイルス感染者が発生または感染者と接触があった者に対応した
- ・通所系事業所で、休業時に臨時的取扱いに基づき訪問でサービス提供した
- ・感染者が発生または感染拡大防止のため自主休業した事業所等を支援した

### 対象経費の例

※10月1日以降、補助の要件等について一部改正されています。詳細は、申請マニュアルを参照してください。

- 1 コロナの陽性者等が発生した事業所にかかった経費
  - ① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保  
緊急雇用にかかる費用、職員への割増賃金の支給、時間外や休日手当、危険手当等の諸手当の支給、帰宅困難職員の宿泊費等
  - ② 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用
  - ③ 感染性廃棄物の処理費用
  - ④ 在庫の不足が見込まれる衛生用品（マスク、手袋等）の購入費用
- 2 通所系サービスが休業時に訪問によりサービス提供した場合の費用  
緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、ヘルパー同行指導への謝金等
- 3 一定の要件に該当する自費検査費用（行政検査の対象となる場合を除く）
- 4 施設内療養に係る費用（要件を満たす短期入所系、入所施設・居住系のみ）  
施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない追加的な手間についての補助  
※条件により追加補助あり
- 5 コロナの陽性者等が発生した事業所を支援した事業所にかかった経費
  - ・利用者の受け入れに伴う介護人材確保費用
  - ・感染が発生した事業所等への介護人材の応援派遣のための費用

### 補助額

サービス類型毎の上限額の枠内で申請可能（10/10補助、自己負担なし）  
例）通所介護53.7万円、訪問介護32万円、特養3.8万円×定員数  
※クラスター発生時などは応相談

### 5類移行に伴う変更点

- 5月8日以後の主な変更点は次のとおりです
- ・「濃厚接触者」を「感染者と接触があった者（同居者に限る）」に変更
  - ・感染者と接触があった者への個別の自費検査費用について、一部補助対象に
  - ・施設内療養費について、①医療機関の確保②研修及び訓練の実施③オミクロン株対応ワクチンの接種の要件を満たしている施設が補助対象に

※詳細な要件及び10月1日以降の改正内容は、申請マニュアルを参照してください

# 申請方法

## 【申請マニュアル・記載例等掲載場所】

### 介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 19. 補助金・助成金等

→ 令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における  
サービス提供体制確保事業費補助金



<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=28&id=1169>

## 1 かかり増し経費を整理

コロナ対応でかかった経費について確認し、申請額を算定します。

- 令和5年10月1日以降に発生したかかり増し経費が対象となります。
- 感染者等が発生した日以降に、コロナ対応でかかった経費等が補助対象となります。
- 申請時に支出内容の確認ができる領収証等の書類の添付が必要です。



## 2 申請書兼実績報告書を作成、提出

- ① 介護情報サービスかながわに掲載している第1号様式～第4号様式について、各事業所の経費を第4号様式に記載し、コロナへの対応状況を第3号様式に記載します（第1号様式・第2号様式は他の項目から転記されます）。
- ② 自費検査費用、施設内療養費を申請する場合は、それぞれの追加様式を作成します。
- ③ 支出を確認する書類（領収書、貸金台帳等）をスキャン又は写真撮影します。
- ④ 口座申出書を作成、通帳の表紙裏の見開きページをスキャン又は写真撮影します。
- ⑤ 電子申請システムに必要項目を入力し、①～④の資料を添付します。

【電子申請システム】

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=50674](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=50674)



## 3 審査、交付決定、支払

- 県が申請内容を審査し、必要に応じて書類の補正をお願いします。
- 補助金交付決定通知書が電子申請システムで送付され、補助金が交付されます。

## 4 申請期限

- 令和5年10月1日から12月31日までに発生したかかり増し経費に係る申請

令和6年2月29日（木）23:59までに電子申請システムでの提出を完了してください。

※令和6年1月1日以降に発生したかかり増し経費に係る申請については、別途お知らせします。

## お問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

電話番号 045-210-1111(代表)

(特養、短期入所、養護、軽費)福祉施設グループ 内線4854

(老健、居住系)保健・居住施設グループ 内線4858

(通所系、多機能型、訪問系)在宅サービスグループ 内線4841